

## 大田原市行政改革推進委員会公募委員募集要項

本市では、社会経済情勢の変化に対応した効率的な行政の実現を推進するため、「大田原市行政改革大綱」を策定し、各種行政改革の取組を推進しています。

本取組の推進に当たり、広く市民の皆様からのご意見を反映させるため、「大田原市行政改革推進委員会」を設置し、行政改革大綱の実施状況について助言などをいただいています。

このたび、委員の任期満了に伴い、新たな「公募委員」を次のとおり募集いたします。

### 1 委員会の構成と役割

学識経験者や各種団体の代表者などのほか、市民の皆様からの公募者の中から市長が委嘱する委員で構成され、行政改革大綱に基づく行政改革の取組状況についての助言や、新たに策定する行政改革大綱の審議などを行います。

### 2 応募資格

行政改革に関心があり、次の①から③までの全てを満たす方

- ① 市内に住所を有する18歳以上の方（令和6年4月1日時点）
- ② 平日の午後に開催する会議に出席できる方  
（令和6年度は8月の開催を予定しています。）
- ③ 本市の職員又は議員でない方

### 3 募集人数

若干名

### 4 任期・報酬

- (1) 任期 2年（令和6年7月1日から令和8年6月30日まで）
- (2) 報酬 5,000円（会議1回の出席につき）

### 5 申込方法

#### (1) 申込の受付

オンライン行政手続により申し込みしてください。

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?ZQENPWcvM0+8LdiYcxeDgk0AGRfwFx2I0bf+6+dPpSxnNufreKyip2maMFh8gB3qpIUXCPBwYRmKQPffMh16qsTkSnI9fSy+sVe4PB2FoKtJiQ30wKL/72oEBHrC+cQ8S4nc1CKtRDW+bXCnnWGK6w==>

二次元コード



※申込にはマイナンバーカードか、スマホ用署名用電子証明書を設定済みのスマートフォンによる電子署名が必要です。

(2) 受付期間

令和6年5月1日から令和6年5月24日まで

6 選考方法

「応募の動機」「行政改革への関心」を基準に選考します。

7 個人情報の取扱い

提出された申込書は公募委員の選考以外には使用せず、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に取扱います。

<申し込み・問い合わせ・事務局>

総合政策部 情報政策課 デジタル推進係

〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号

電話 0287-23-8959

E-mail [jouhou@city.ohawara.tochigi.jp](mailto:jouhou@city.ohawara.tochigi.jp)